



～昔ながらのまちなみの形成に向けて～

城下町エリアの登録制度



登録制度とは…

高槻市景観基本計画に基づき、歴史的な趣のある地区の1つである高槻城跡周辺(城下町エリア)において、昔ながらのまちなみの形成に向けて、市内外の方々へ地域の魅力を発信するとともに、地域の愛着心やエリアの価値の向上を図ることを目的としています。

景観形成資源



を募集しています！



制度紹介 - 市HP -



応募フォームQR

登録について

- ◆高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱（以下、要綱という）に基づき、登録基準に適合するものを新旧問わず登録景観形成資源として登録することができます。
- ◆登録後における修繕等の建築に関わる制限等は一切ございません。
- ◆登録は、自薦他薦が可能です。表紙のQRから登録申請フォームにお進みください。
- ◆所有者又は所有者の同意を得た占有者の申出があれば、いつでも登録解除することが可能です。
- ◆登録景観形成資源は、市ホームページで公表いたします。

対象範囲

高槻市文化財保存活用地域計画に示されている江戸時代後期の町割範囲内をいいます。



登録対象と登録基準

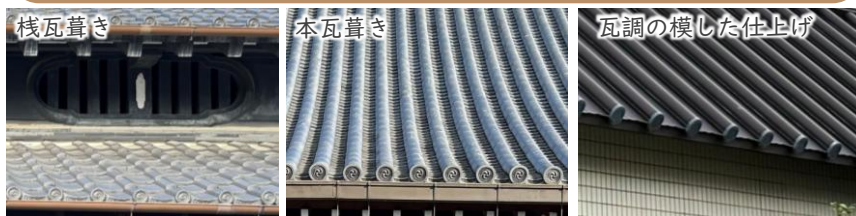
【登録対象】：建築物、工作物、その他（樹木や道標等）

登録基準の色彩項目に適合するとともに、建築物及び工作物に掲げる①～⑧のいずれか1つ以上の項目を満たすものが登録対象となります。

項 目		内 容
形態意匠	色彩	外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とすること。 ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下 ※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。
	建築物	① 町家等と調和した勾配形式とし、本瓦葺き、棧瓦葺き又はこれらに模した仕上がりであること
		② 腰部を木材若しくはそれに模した材料を用いた板張りとし、その上部が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上がりであること、又は壁面全体が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上がりであること
		③ 木・土・漆喰などの自然素材又はそれに模した材料で仕上げることで町家等との調和が図られていること
		④ 木材又はそれに模した材料を用いた格子戸とし、外壁・塀等との調和が図られていること
		⑤ 町家等と調和する格子窓を設け、建築物の形態に合った箇所に配置されていること
		⑥ 木材又はそれに模した材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上がりであること
建築物	建築設備	⑦ 室外機などの建築設備は道路から見えないように設置されていること 木材又はそれに模した材料を用いた格子などで目隠しが設けられていること
	工作物	⑧ 道路に面した塀や門等は、木・土などの自然素材又はそれに模した材料を用いた伝統的な形態・意匠とし、町家等との調和が図られていること

登録対象の一例

屋根



壁面



開口部



建築設備



工作物



お問い合わせ先：高槻市 都市創造部 都市づくり推進課
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7552
FAX：072-661-7008

再生紙を使用しています